

【事前のお知らせ】2027年度からの登録規程改定の方向性について

当連合の登録規程は1959年に制定し、一般社団法人化後の2015年に現行規程に近い形となり、その後競技環境や社会状況の変化を踏まえ見直しを行ってまいりました。直近では2020年2月、働き方の多様化や競技者を取り巻く環境の変化を背景として、チーム登録の区分や移籍ルールについて改定を実施しております。

直近の改定から丸6年が経過し、競技者の働き方や所属形態の多様化が進んでいること等を踏まえ、現在、2027年度からの適用を想定した登録規程の改定に向け検討を進めております。以下にその方向性につき事前にお知らせいたします。

記

1. チーム登録について

- 当連合の登録規程と日本陸上競技連盟の「登録会員規程」との関係等から、かねてより当連合主催大会とその他の大会とで競技者の所属の取扱いが異なることがありました。
- ファンの皆様からの視点を一層大切にす観点ならびにエントリーや大会結果・記録の管理など事務負担を軽減する観点からも所属名を含むチーム登録の考え方について整理・見直しを行う方向で検討を進めます。

2. 団体対抗戦への出場対象について

- 現行規程では、チーム登録の区分を「企業チーム」「クラブチーム」としてはありますが、これを「団体対抗戦への出場を希望するチーム」「それ以外のチーム」に整理する方向で検討しています。
- 現状、当連合が主催する実業団駅伝等の団体対抗戦への出場は、大会要項により企業チームに限定されていますが、上記の区分へと整理することにより、今後は団体対抗戦への出場について、クラブチームにも対象を拡大する方向で検討を進め、競技人口の拡大ならびに競技力強化を目指します。
- 「団体対抗戦への出場を希望するチーム」としての登録にあたっては、団体対抗戦の価値や競技性を維持・向上させる観点から、コンプライアンスの徹底をはじめ各チームに求める事項を改めて明確化し、責任ある組織体制および適切な管理・運営が確保されていることを前提とする方向で検討しています。

3. 今後の進め方について

- 今回のお知らせは現時点における方向性を示すものであり、具体的な内容および運用の詳細、施行時期等につきましては、確定次第改めてお知らせいたします。
- 今後も日本の陸上競技界の発展に寄与することを念頭に、関係団体とも協議、連携を行いながら検討を進めてまいります。

以上